

随意契約によることとした理由

1 件名

令和6年度広報アドバイザー業務

2 品名又は業務概要

「広島市で暮らしたい」と多くの人に思われ、「選ばれるまち」となるため、戦略的な広報活動により本市の魅力を十分に周知し、市政に対する市民の理解を深める必要がある。

本業務は、より一層「分かりやすい、伝わりやすい」情報発信を効果的に行うため、広報課の所管する各種広報媒体について、今後の本市の広報活動に役立てるための課題整理を行うほか、広報紙の制作や各所管課が担う情報発信について支援を行うものである。

3 契約の相手方

(1) 所在地

兵庫県神戸市中央区江戸町85番1号ベイ・ウイング神戸ビル10F

(2) 商号又は名称

株式会社イディー

4 随意契約の根拠規定等

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当

5 随意契約とする理由

本業務の履行については、民間の優れた企画、ノウハウ、専門知識、経験等が求められることから、業務の履行能力等を評価し、最も適した者を選定できる公募型プロポーザル方式を採用した。公募の結果、3者から提案があり、「広報アドバイザー業務プロポーザル審査委員会」において審査を行ったところ、当該業者が受託候補者として特定された。よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、当該業者と随意契約を行うものである。